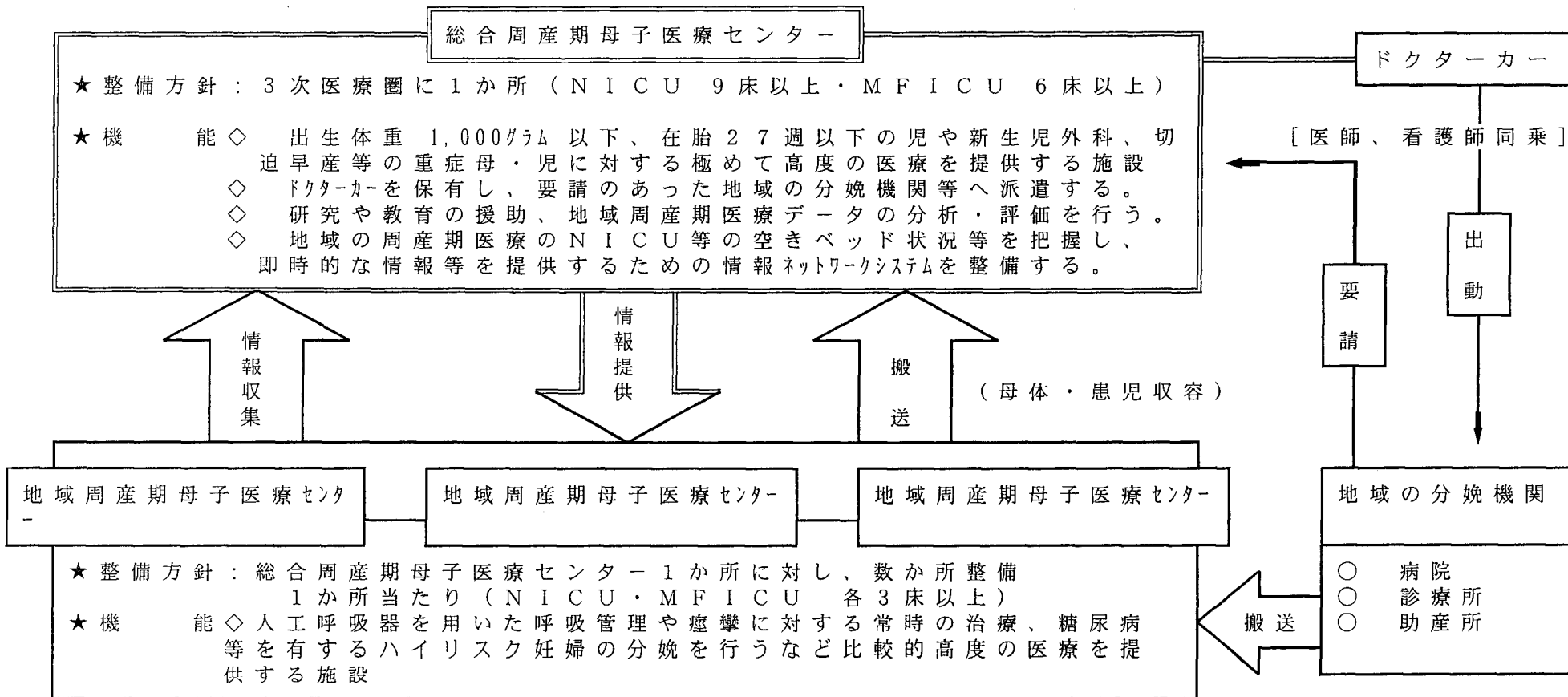


## **周産期・小児医療体制について**

**厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課**

# 周産期医療ネットワーク（周産期医療対策費）



# 周産期医療体制の整備

[16年度予算案]

## 1 周産期医療ネットワーク（周産期医療対策費）

198百万円

### (1) 趣 旨

近年の少子少産化傾向において、救急医療を必要とする未熟児等に対応するため、都道府県において妊婦及び新生児に対する周産期医療システム（ネットワーク）の整備を図る。

### (2) 事業内容

- ①周産期医療協議会の設置
- ②情報ネットワークの整備事業
- ③専門家の養成研修事業
- ④搬送システム等の調査研究事業

(3) 実施主体 都道府県（補助か所数 47か所）

## 2 総合周産期母子医療センター運営事業

515百万円

### (1) 趣 旨

周産期にある妊婦のうち、特に危険度の高い者を対象として、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行うため、総合周産期母子医療センターに対し、運営費を補助することにより、センターの運営の安定化を図り時代の技術水準に応じた医療を提供する。

### (2) 事業内容

周産期医療システムが整備された都道府県において、総合周産期母子医療センターとして指定された医療機関に対する運営費の補助事業

(3) 実施主体 都道府県等（補助か所数 33か所）

## 3 母子保健医療施設・設備整備事業

1,128百万円

### (1) 趣 旨

少子化が進む中で、安心して子どもを産み育てる環境づくりの一環として、妊娠時期から出産、小児期にいたるまでの高度な医療を提供するための小児医療施設、周産期医療施設を全国的に整備し、母子保健医療体制の充実を図る。

### (2) 事業内容

- ア 小児医療施設  
新生児集中治療管理室(NICU)の整備を含む、小児医療施設整備及び設備整備。
- イ 周産期医療施設  
周産期医療施設(MFICU)の施設整備及び設備整備。

(3) 実施主体 都道府県、市町村等

周産期医療ネットワークの実施状況(平成16年4月1日現在)

周産期医療ネットワーク 実施都道府県	総合周産期母子医療センター名
北海道	釧路赤十字病院
岩手県	岩手医科大学附属病院
宮城県	仙台赤十字病院
福島県	福島県立医科大学医学部附属病院
栃木県	獨協医科大学病院
	自治医科大学
埼玉県	埼玉医科大学総合医療センター
東京都	東京都都立墨東病院
	母子愛育会附属愛育病院
	東京女子医科大学病院
	東邦大学医学部附属大森病院
	帝京大学医学部附属病院
	杏林大学医学部附属病院
	日本赤十字社医療センター
	日本大学医学部附属板橋病院
昭和大学病院	
神奈川県	神奈川県立こども医療センター
新潟県	長岡赤十字病院
富山県	富山県立中央病院
山梨県	山梨県立中央病院
長野県	長野県立こども病院
静岡県	聖隷浜松病院
愛知県	名古屋第一赤十字病院
三重県	独立行政法人国立病院機構三重中央病院
京都府	京都第一赤十字病院
大阪府	大阪府立母子保健総合医療センター
	高槻病院
兵庫県	兵庫県立こども病院
岡山県	倉敷中央病院
広島県	広島県立広島病院
香川県	独立行政法人国立病院機構香川小児病院
愛媛県	愛媛県立中央病院
福岡県	福岡大学病院
	久留米大学病院
	聖マリア病院
	北九州市立医療センター
沖縄県	沖縄県立中部病院
24都道府県	37か所

# 小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究 (主任研究者 鴨下 重彦)

## 【研究目的】

- 1 小児科医、産科医に過重な労働が強いられている実態などを明らかにし、
- 2 その改善のための人材をいかに確保・育成していくか、
- 3 その限られた人材、財源など医療資源をいかに効率よく配備するか、  
などの課題について、21世紀の小児・周産期医療のあるべき姿を提言。

小児科・産科医を取り  
巻く環境の現状と認識  
に関する研究

小児科医・産科医の  
勤務状態の改善に  
関する研究

今後の小児科・周  
産期医療体制に関  
する研究

小児科・周産期医療に関  
連する保健医療専門職  
員の育成に関する研究

わが国で最大規模の全国調査を実施・分析

- 1 小児医療workforceの問題点は、小児科医の絶対数の不足ではなく、不適正配置と役割分担の不明確さにある。1施設当たりの小児科医数が日本では2.5人と少ない。
- 2 産科医はここ10年入局者が明らかに減少し、女性医師が50%を超え、大学病院の8割が人員不足の状況。周産期訴訟の多さが、産科志望の大きなブレーキとなる。

分析結果に基づく、実効性のある政策提言  
〈安心・安全な小児科・産科医療システムの開発〉

# 少子化社会対策大綱

平成16年6月

少子化社会対策大綱

少子化の危機感が社会で共有されていない

**少子化**

- 社会・経済の持続可能性を揺るがす
- 子どもにとって健全に育ちにくい社会に等

・子どもが健康に育つ社会  
 ・子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会

への転換が喫緊の課題

今後5年程度で少子化の流れを変えるための取組

あと3、4年で人口減少時代へ

- ◎子育て家庭が安心をもって子育てに当たれるよう社会全体で応援
- ◎子どもの健やかな育ちや自立、親自身の育ち
- ◎国、地方公共団体、職域、地域、家庭、個人・・・それぞれの責任と役割の自覚、自主的・積極的な取組

少子化社会対策大綱 基本的な考え方

4つの重点課題

3つの視点

- I 自立への希望と力
- II 不安と障壁の除去
- III 子育ての新たな支え合いと連帯  
 一 家族のきずなと地域のきずな

- I 若者の自立とたくましい子どもの育ち
- II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- III 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- IV 子育ての新たな支え合いと連帯

重点課題に取り組むための28の行動

推進体制等

- I 少子化社会対策会議(会長:総理)中心に内閣挙げて取組(民間有識者の意見を反映)
- II 具体的実施計画を年内策定
- III 「少子化への対応を推進する国民会議」を通じた、国民的な理解と広がりをもった取組の推進
- IV 施策の評価を行い、その結果を公表。毎年フォローアップ(おおむね5年後を目途に見直し)

### 3つの視点

#### I 自立への希望と力（若者の自立が難しくなっている状況を変えていく）

- ・若者の社会的な自立の支援
- ・子どもが自然や人とふれあいたくましく育つことの大切さ

#### II 不安と障壁の除去（子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく）

- ・結婚・出産をためらわせる障壁や子育ての不安・負担を除去・軽減
- ・働き方の見直しが喫緊の課題

#### III 子育ての新たな支え合いと連帯 ー家族のきずなと地域のきずなー

生命を次代に伝えはぐくんできていくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく。  
子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。

### 4つの重点課題

#### I 若者の自立とたくましい子どもの育ち

- ・就業困難を解消するための取組、豊かな体験活動の機会の提供

#### II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- ・企業の行動計画策定・目標達成の取組
- ・勤務時間の短縮等の措置、再就職支援

#### III 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

- ・生命の尊さを実感し、社会とのかかわりなどを大切にすることへの理解を深める

#### IV 子育ての新たな支え合いと連帯

- ・子育て支援施策の効果的な実施、身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援
- ・妊娠、出産、子どもの育ちにかかわる保健医療

### 重点課題に取り組むための28の行動

#### 【若者の自立とたくましい子どもの育ち】

- (1) 若者の就労支援に取り組む
- (2) 奨学金の充実を図る
- (3) 体験を通じ豊かな人間性を育成する
- (4) 子どもの学びを支援する

#### 【生命の大切さ、家庭の役割等についての理解】

- (11) 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る
- (12) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める
- (13) 安心して子どもを産み、育てることができる社会の形成についての理解を進める

#### 【仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し】

#### 【子育ての新たな支え合いと連帯】



- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 企業等におけるもう一段の取組を推進する</li> <li>(6) 育児休業制度等についての取組を推進する</li> <li>(7) 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する</li> <li>(8) 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る</li> <li>(9) 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める</li> <li>(10) 再就職等を促進する</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(14) 就学前の児童の教育・保育を充実する</li> <li>(15) 放課後対策を充実する</li> <li>(16) 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る</li> <li>(17) 家庭教育の支援に取り組む</li> <li>(18) 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する</li> <li>(19) 児童虐待防止対策を推進する</li> <li>(20) 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する</li> <li>(21) 行政サービスの一元化を推進する</li> <li>(22) 小児医療体制を充実する</li> <li>(23) 子どもの健康を支援する</li> <li>(24) 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する</li> <li>(25) 不妊治療への支援等に取り組む</li> <li>(26) 良質な住宅・居住環境の確保を図る</li> <li>(27) 子育てバリアフリーなどを推進する</li> <li>(28) 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める</li> </ul> |
|--|--|

(子どもの健康の支援)

(22) 小児医療体制を充実する

- ・ 病院小児医療の不採算、医師の過重労働等の構造的問題を解決し、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療体制を含め、小児医療の充実を図る。そのため、小児科・産科医師の確保・育成を図るとともに、小児医療についての診療報酬上の評価についても引き続き検討を行う。卒後臨床研修における小児科研修の必修化を踏まえ、小児科研修の充実を図る。研修科目全般の見直しの中で小児科を初期研修の基本研修科目とする方向で検討する。医療機関において臨床心理士、保育士など小児医療を支援する職種の十分な確保や、児童福祉、教育など関係機関との十分な連携体制の整備を図る。

(妊娠・出産の支援)

(24) 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する

- ・ 妊娠・出産に関する相談、妊産婦が利用しやすいサービス提供など、妊娠・出産に関する総合的な支援体制を充実するとともに、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図る。また、危険な状態にある妊産婦や未熟児等に対応するため、周産期医療のためのネットワーク整備など、周産期医療体制を充実するとともに、診療報酬上の評価についても引き続き検討を行う。